

7 毒ガス障害者対策

[現況及び施策の方向]

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財務・厚生労働省合計		
	県内 居住者	県外 居住者	小 計	県内 居住者	県外 居住者	小 計	県内 居住者	県外 居住者	小 計
平成21年度	635	210	845	1,615	441	2,056	2,250	651	2,901
平成20年度	698	223	921	1,674	447	2,121	2,372	670	3,042
平成19年度	770	235	1,005	1,715	456	2,171	2,485	691	3,176

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健 康 管 理 手 当			保 健 手 当		
	県内 居住者	県外 居住者	小 計	県内 居住者	県外 居住者	小 計	県内 居住者	県外 居住者	小 計	県内 居住者	県外 居住者	小 計
平成21年度	1,465	354	1,819	62	6	68	1,297	243	1,540	6	9	15
平成20年度	1,528	361	1,889	63	5	68	1,356	245	1,601	4	10	14
平成19年度	1,565	367	1,932	63	6	69	1,364	250	1,614	5	10	15

（注）各年度末現在の受給者数である。

[事業の内容]

1 健康診断及び相談事業の実施（予算額 65,598千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、さらに必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び東部保健所サテライトに相談員を配置し、所内及び巡回相談の方法により、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第 3 表 健康診断実施状況

(単位 人)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
一 般 検 査	財 務 省	430	487	576
	厚生労働省	1,327	1,387	1,521
	計	1,757	1,874	2,097
精 密 検 査	財 務 省	157	188	245
	厚生労働省	590	657	796
	計	747	845	1,041

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 813,258 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

(単位 円)

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当		
平成 22 年度	実 費	101,370	36,180 ～ 33,800	33,800	16,950	費用介護	重度 限度月額	104,730
							中度 限度月額	69,810
						家族介護		21,570
平成 21 年度	実 費	101,370	36,180 ～ 33,800	33,800	16,950	費用介護	重度 限度月額	104,960
							中度 限度月額	69,960
						家族介護		21,570
平成 20 年度	実 費	101,370	36,180 ～ 33,800	33,800	16,950	費用介護	重度 限度月額	104,960
							中度 限度月額	69,960
						家族介護		21,570

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

(単位 人, 千円)

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
平成 21 年度	延人員	24,947	812	717	18,957	182	0
	金 額	38,898	82,313	25,363	640,848	3,085	0
平成 20 年度	延人員	25,563	843	767	19,619	186	0
	金 額	35,028	85,455	27,048	663,123	3,153	0
平成 19 年度	延人員	30,096	830	724	20,107	236	0
	金 額	41,875	83,461	25,645	679,566	4,000	0

3 県独自の援護事業（予算額 7,723 千円）

県独自の援護事業として、就職支度金、雇用奨励金、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和 56 年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。（予算額 108 千円）（昭和 42 年度創設）

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

（単位 件、円）

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度		平成 20 年度		平成 19 年度	
	支 給 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
就 職 支 度 金	40,000	0	0	0	0	0	0
雇 用 奨 励 金 (6 か月を限度)	月 9,000	0	0	0	0	0	0
死 亡 弔 慰 金	10,000	58	580,000	45	450,000	46	460,000
通 院 交 通 費	認定額支給	3,337	7,426,060	3,524	8,143,480	3,633	9,051,500
介 護 手 当 附 加 金	限度月額 43,490	0	0	0	0	0	0
毒ガス従事者等 療養保養事業	休憩 1 回 250 円, 宿泊 1 日 500 円以内, 年 1,500 円を限度	25	7,000	78	23,000	87	24,000
計		3,420	8,013,060	3,647	8,616,480	3,766	9,535,500